

償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

償却資産とは、個人または法人で工場や商店を営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具・備品など（土地・家屋を除く）のことです。平成27年1月1日現在で償却資産を所有している方は、2月2日（月）までに申告してください。なお、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されません。

【申告が必要な方】

- 平成27年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人
- 平成27年1月1日現在、市内で事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

【申告期限】平成27年2月2日（月）

【申告方法】

昨年まで申告している方は、1年間の償却資産の増減を申告してください。

ただし、昨年電算申告をした方、事業を始めた方、新たに申告する方は、1月1日現在所有している償却資産すべてを申告してください。昨年申告のあった方には申告用紙を郵送していますが、新たに申告する方や、申告用紙が届かない方は、税務課までご連絡ください。

◆償却資産の対象となるもの（業種別の例）

共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車、発電機など
料理 飲食店業	厨房設備、冷凍庫、冷蔵庫、接客用家具、カラオケ機器など
小売業	陳列台、陳列ケース（冷凍機・冷蔵機付を含む）、日よけなど
医（歯） 業	医療機器（ベッド、レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット等）、調剤機器など
不動産 貸付業	門扉・塀・緑化設備などの外構工事、駐車場等の舗装および機械設備など
理容・ 美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
農業	農業用機械類

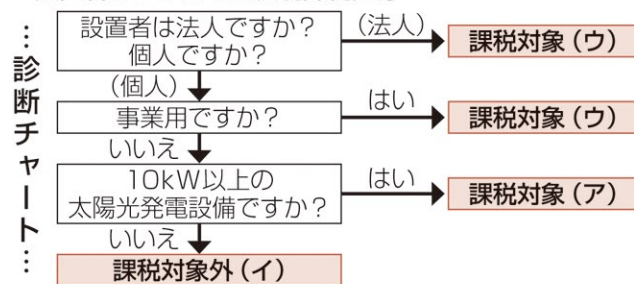
※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。

太陽光発電設備等（再生可能エネルギー発電設備）に係る課税について

家屋の屋根や土地等に太陽光パネルを設置して売電する場合には、設置した太陽光パネル等の設備は固定資産税（償却資産または家屋）の対象となります。

「償却資産」に該当する設備を所有されている方は償却資産（固定資産税）の申告をお願いします。

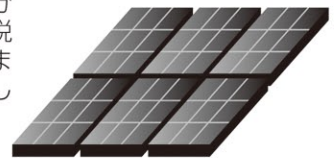
《設置者および発電規模別課税区分》



設置者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人 (住宅用)	家屋の屋根などに設置して、発電量の全量または余剰を売電される場合は、事業用資産となるため課税の対象となり、申告が必要です。(ア)	事業用資産とはなりませんので、課税対象にはなりません。(イ)
個人 (事業用) 法人	事業の用に供している資産となるため、発電出力量や売電量にかかわらず課税の対象となり、申告が必要です。(ウ)	

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について

「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」に該当する設備をお持ちの方で下表の要件を満たしている場合、取得後3年度分の固定資産税における課税標準額を3分の2に軽減しますので、必要書類を添付し申告してください。



《特例適用要件等》

対象資産	・太陽光発電設備（低圧かつ10kW未満は除く） ・風力発電設備・水力発電設備（3万kW未満） ・地熱発電設備・バイオマス発電設備
要件	・固定価格買取制度の認定を受けているもの（経済産業省認定） ・全量買取の対象となるもの（余剰買取の対象となるものは特例対象外） ・平成24年5月29日から平成28年3月31日に取得した設備
特例適用の場合の添付書類	・「再生可能エネルギー発電設備認定書」の写し（経済産業省認定のもの） ・「再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書」の写し（認定後に変更があった場合）

【問合せ】税務課（内線110）

年末年始の公共施設等の休業日

○市役所・保健センター・市立病院・デマンドタクシー

12月27日（土）～1月4日（日）

※市役所の12月28日（日）、1月4日（日）の日曜窓口サービスは、通常通り行います。

○総合公園・笠間市民体育館・笠間武道館・岩間B&G海洋センター・岩間武道館

12月27日（土）～1月5日（月）

○公民館・歴史民俗資料館

12月28日（日）～1月5日（月）

○図書館・児童館

12月29日（月）～1月3日（土）

○笠間広域斎場やすらぎの森

12月31日（水）～1月3日（土）

※市役所の休庁期間中は、死亡届の受付、埋火葬許可申請の受付・認可証の交付、婚姻届・出生届などは、本所の日直がお預かりします。各支所では受付できませんのでご注意ください。